

年金時効特例法について

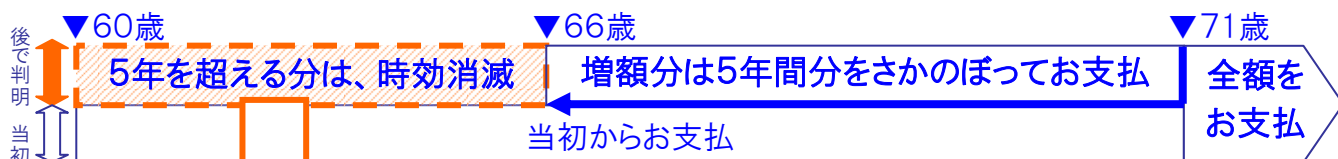
年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額をお支払いします。

今までは

年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

〔具体例 ①〕

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



〔具体例 ②〕72歳の時に年金記録が見つかり、年金の受給資格があることが分かった場合



※ 受給権発生年齢は、個人により異なります。

これからは

年金時効特例法の成立により、この部分も全期間さかのぼってお支払いします

対象となる方

1. 既に年金記録が訂正されている方

1

年金記録の訂正により年金額が増えた方

⇒ 〔年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分が全期間遡って支払われます〕

2

年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった方

⇒ 〔年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分が全期間遡って支払われます〕

3

①や②に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方

⇒ 〔未支給年金の時効消滅分が支払われます〕

※ ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

2. 今後、年金記録が訂正される方

4

今後、年金記録が訂正された結果、上記①～③と同じように年金額が増える方

⇒ 〔増額された年金や未支給年金が全期間分支払われます〕

必要な手続は

○ 今後、年金記録が訂正される方

記録の訂正の手続以外に特別の手続は必要ありません。

年金記録の訂正に合わせて自動的に手続を行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

○ 既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方

・できる限り簡単に手続をしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。（平成19年9月～）

・今すぐに手続をしていただくこともできます。その場合には、お近くの社会保険事務所に、必要な書類をご提出（または郵送）していただきますようお願いいたします。

※ 郵送で手続をされる際に必要となる用紙は、下記のお問い合わせ先からお取り寄せいただくか、社会保険庁ホームページからプリントアウトしていただきますようお願いいたします。

※ お手続からお支払いまでの期間は、2～3ヶ月程度です。
お支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをいたします。

窓口での手続の際に、お持ちいただくもの

以下の書類をお持ちいただきますようお願いいたします。

【年金を受給している方の場合】

○ 手続にお越しの際は、「年金証書」、「振込通知書」など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

【未支給年金を受けたことがあるご遺族が手続をされる場合】

- 亡くなられた方が受けていた年金の「振込通知書」「未支給年金支給決定通知書」など、亡くなられた方の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの
- 手続をされる方のご本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）
- 振込を希望される金融機関の預金口座の通帳

【未支給年金を受けたことがないご遺族が手続をされる場合】

○ 下記のお問い合わせ先に必要となる書類をお問い合わせください。

※ ご本人以外の方が代理で手続をされる場合は、次のものをお持ちいただきますようお願いいたします。

- ・委任状
- ・委任を受けた方（実際に窓口に来られる方）の身分証明書（運転免許証等）

※ 未支給年金とは、年金を受けられる方が亡くなられた時に、まだその方へのお支払いが済んでいなかった年金のことです。

詳しくは、お近くの「社会保険事務所」または、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（平日8:30～17:15）までお願いします。

社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）

厚生労働省・社会保険庁